

旅行会社等と連携した誘客促進業務企画提案募集要領

旅行会社等と連携した誘客促進業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第1 募集事項

1 案件名 旅行会社等と連携した誘客促進業務

2 目的

過年度実施した「航空キャリア提携旅行エージェント誘客促進事業」、「レンタカーの活用による東北周遊観光促進事業」、「冬の東北とスノーコンテンツ等発信事業」、「東北太平洋沿岸等における受入整備事業」（以下「4事業」という。）において関係性を構築した旅行会社に対して、現地旅行会社の店舗を活用した情報発信、ガイドブックの作成・配付及び共同広告等を通じたプロモーション等を実施することで、旅行商品造成及び販売の促進による誘客を図る。

なお、本業務は東北6県及び仙台市が連携して実施する広域連携事業である。

3 契約期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

4 実施場所

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び仙台市（以下「東北6県及び仙台市」という。）

5 契約の相手方の選定

本事業は、東北6県及び仙台市との連携事業であり、宮城県が幹事県として公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

6 業務内容

(1) 現地旅行会社の店舗を活用した情報発信

- ① 4事業において関係性を構築した旅行会社の店舗等の活用により、ポスター、ポップ等の販促ツール（ポスターを2,000枚以上、ポップ等のツールを200枚以上作成）を設置し、訪日旅行を検討している人に対して東北のPRを実施すること。
- ② 対応言語については6言語（英語、繁体字、簡体字、ハングル、タイ語、ベトナム語）とし、ポスターについては、東北の四季を紹介する仕様（4枚1セット等）で合計2,000枚以上にすること。
- ③ 旅行会社の選定にあたっては、東北への誘客を見込める旅行会社（40社以上）を対象とすること。

(2) ガイドブックを活用した情報発信

- ① 一般消費者へ商品販売前後に活用可能な4事業の成果等を掲載した東北ガイドブックを作成し、過去に招請した旅行会社等に広く配布することで、旅行会社を通じたPRを実施すること。
- ② 対応言語については6言語（英語、繁体字、簡体字、ハングル、タイ語、ベトナム語）とし、作成部数については各市場の傾向等を加味しながら配分を検討し、合計で20,000部以上を制作すること。
- ③ 配布場所の選定については、東北への誘客を見込める旅行会社及び誘客に結びつく配布場所とすること。

- ④ ガイドブックの作成に当たっては、ガイドブックが東北を観光の目的地に決める根拠となっているか把握できる仕様とすること。
- ⑤ 作成したガイドブック自体の認知度を高めるために発信力のある現地ガイドブック等に記事を掲載し、ガイドブック配布数の増加に努めることで、東北の認知度向上・誘客促進を図ること。

(3) 共同広告の実施

4事業において関係性を構築した旅行会社に対して共同広告等のサポート（計80回以上）を実施し、商品造成及び誘客促進を図ること。

(4) レンタカープロモーションの実施

訪日外国人のレンタカー利用は、レンタカー事業者、関係団体などと連携し、当事業HPやOTA等からオンラインで予約サイトに誘導するとともに、昨年度事業で造成したレンタカー旅行商品を継続的に販売する現地旅行会社と連携し、レンタカーの利用喚起を図り、東北ドライブの魅力を発信するプロモーションを実施すること。

実施にあたっては、(1)、(2)、(3)の業務と併せて効率的に実施すること。

(5) フォローアップセールスに関する独自提案

4事業において関係性を構築した旅行会社に対して、継続的なフォローアップを行い、誘客に向けた商品造成等を働きかける独自の提案を行うこと。

(6) その他

① 東北6県事業との連携

東北6県及び仙台市が実施するインバウンド誘客促進に係る事業と連携を図り、事業効果を高めること。

② 相乗効果が期待できる独自の提案

上記の業務に加え、東北6県及び仙台市の旅行商品造成及び誘客促進に繋がる、独自の提案を行うこと。

《業務の補足説明》

【事業実施報告について】

- 1 本業務を円滑に遂行するため、各県市への説明・連絡調整を行うこと。
- 2 事業報告書と事業報告書概要版を作成するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

	考慮する目標数値		目指す効果目標数値	
関係性を構築した旅行会社を活用した情報発信	旅行会社数	40社	旅行商品送客数	45,000人
プロモーションツールによる情報発信	制作部数	20,000部		
	配布先数	100社		
接続交通利用促進	接続交通利用促進施策	1回	接続交通等利用回数	7,500回
関係性を構築した旅行会社に対して誘客に結びつく施策	広告出稿回数	80回	旅行商品販売数	400商品
関係性を構築した旅行会社に対してのフォローアップ	フォローアップ社数	300社		

第2 応募資格

- 1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
 - (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
 - (4) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第3 スケジュール（予定を含む。）

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 企画提案募集開始 | 平成30年5月 2日（水） |
| 2 企画提案に関する説明会 | 平成30年5月10日（木） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 平成30年5月14日（月） |
| 4 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 平成30年5月16日（水） |
| 5 企画提案への参加申込期限 | 平成30年5月23日（水） |
| 6 企画提案書の提出期限 | 平成30年6月 1日（金） |
| 7 企画提案書の選考 | 平成30年6月 6日（水） |
| 8 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 平成30年6月中旬 |

第4 応募手続

- 1 企画提案に関する説明会

企画提案への参加を検討している者は、可能な限り、以下により開催する説明会に参加すること。（説明会への参加は、企画提案参加の要件とはしない。）

 - (1) 開催日時 平成30年5月10日（木） 午後1時30分から（30分程度）
 - (2) 開催場所 宮城県庁行政庁舎 14階 経済商工観光部会議室
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
 - (3) 説明内容
 - ① 業務の概要
 - ② 質疑応答※ 広域連携事業の事業調整機関である一般社団法人東北観光推進機構が、説明等の対応を行う予定です。
 - (4) 参加申込方法
 - ① 事業者名、出席者名を記載し、電子メールにより提出すること。
なお、説明会への出席者は2名以内とする。
 - ② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

asia-s2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班)

③ 提出期限 平成30年5月9日(水)午後3時まで(必着)

2 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 平成30年5月14日(月)午後3時まで(必着)

(2) 提出方法

① 指定様式(様式第1号)を用いて、電子メールにより提出すること。

② 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

asia-s2@pref.miyagi.lg.jp(宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班)

③ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、平成30年5月16日(水)までに宮城県のホームページに掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

① 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

② 宣誓書(様式第3号) 1部

③ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 1部

イ 官民を問わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。

ロ 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な業務があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 平成30年5月23日(水)午後3時まで(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎14階

4 企画提案書の提出

(1) 提出書類 企画提案書(任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き30ページ以内、カラー印刷も可) 10部

(2) 企画提案書の構成 別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

(3) 提出期限 平成30年6月1日(金)午後3時まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 宮城県経済商工観光部アジアプロモーション課推進第二班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁行政庁舎14階

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を1者選定して業務委託候補者とする。

2 企画提案書の選考

(1) 実施日 平成30年6月6日(水) ※実施時間は別途定める。

(2) 実施会場 一般社団法人東北観光推進機構 会議室

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき2名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、15分以内(説明10分、質疑応答5分)とし、県が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ④ プロジェクタ等の使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知

審査終了後、6月中旬(予定)に全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

第6 評価基準・配点

1 次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

(1) 業務実施の方向性及び全体計画(配点10点)

業務実施の体制、方向性、スケジュール、経費配分及び業務の効率性は適切か(10点)

(2) 業務別の内容(配点75点)

- ① 現地旅行会社の店舗を活用した情報発信は、東北への誘客を見込める旅行会社に対するものであるとともに、東北を効果的にPRし、誘客を促進する企画となっているか。(15点)
- ② 作成するガイドブックは、旅行会社を通じて一般消費者が活用可能であり、東北を観光の目的地に決めるにあたり活用するような仕様となっているか。(15点)
- ③ 共同広告は、現地旅行会社の商品造成、誘客促進を図る企画となっているか。(10点)
- ④ レンタカープロモーションは、レンタカーの利用喚起を図り、東北ドライブの魅力を発信する企画となっているか。(5点)
- ⑤ フォローアップセールスに関する独自提案については、誘客に向けた商品造成につながる企画となっているか。(20点)
- ⑥ 東北6県及び仙台市の旅行商品造成及び誘客促進に繋がる独自の提案がなされているか。(10点)

(3) 業務の実施体制及び効率性(配点15点)

- ① 前年度業務の成果、課題を踏まえた効果的な取り組みとなっているか(10点)
- ② 広域連携事業として効果的な取り組みとなっているか(5点)

2 事業費(委託上限額)

本業務に係る事業費(委託上限額)は、9,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。

なお、本業務は東北6県及び仙台市の連携事業のため、業務の総額は、63,000,000円(9,000,000円×7自治体(東北6県及び仙台市分))で提案するものとする。

第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本実施要領等に従っていない場合
 - (3) 選考に参加しなかった場合
 - (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は東北6県及び仙台市に帰属するものとし、また、東北6県及び仙台市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持

受託者（再委託により委託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
 - (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。
- 2 その他
 - (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。
 - (2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。
 - (3) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
 - (4) 本業務により得られた成果は、全て東北6県及び仙台市に帰属するものとする。
 - (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期し、又は取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、東北6県及び仙台市と業務委託候補者で協議の上、決定する。

また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次、東北6県及び仙台市と協議することとする。

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

(2) 目次

(3) 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

東北観光の現状と課題を分析した上で、課題解決に向けた業務実施の方向性を示し、(4) 以下の内容に反映させること。

(4) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ① 販促ツール（ポスター・ポップ等）の内容・作成数及び配布方法
※ 特に対象とする現地旅行会社の選定方法
- ② ガイドブックの内容及び各市場における作成数及び配布場所
- ③ 共同広告サポートの内容
- ④ レンタカープロモーションの実施方法
- ⑤ フォローアップセールスの実施内容（国別訪問数及びその理由）

(6) 東北6県及び仙台市の旅行商品造成及び誘客促進に繋がる独自の提案

(7) 事業の実施体制

事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること。

(8) 概算見積書

- ① 本業務は東北6県及び仙台市による広域連携事業となることから、宮城県が委託する本業務に対する概算見積書に加え、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県及び仙台市に対しての概算見積書も合わせて提出すること。
- ② 概算見積書は、業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

2 企画提案書の仕様

(1) 提案数 1者につき1案

(2) ページ数等

A4版片面印刷、表紙と目次を除き、30ページ以内、カラー印刷も可

(3) 提出部数 10部